



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年 2月13日 火曜日 第2949号

◇ 目 次 ◇

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課).....71
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(").....71
愛媛県屋外広告物審議会規程の一部改正.....	(都市計画課).....71
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....72
道路の区域変更(県道落合久万線).....	(中予地方局久万高原土木事務所).....72
道路の供用開始(").....	(").....72
道路の供用開始(県道宿毛城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所).....72

公 告

広報紙の印刷及び配布業務の委託.....	(広報広聴課).....72
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託.....	(情報政策課).....73

監 査 公 表

財政援助団体等監査結果の公表(3件).....	(監査事務局).....75
-------------------------	----------------

教育委員会規則

愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則.....	(高校教育課).....78
----------------------------	----------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第135号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局産業経済部管内)

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第136号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成26年2月愛媛県告示第170号)による保険に付すべき義務は、平成30年2月12日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局産業経済部管内)

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第137号

愛媛県屋外広告物審議会規程(昭和36年2月愛媛県告示第138号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。 (1)～(3) 省略 (4) <u>屋外広告業関係団体の役員</u> 1人 (5)～(7) 省略	第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。 (1)～(3) 省略 (4) <u>四国旅客鉄道株式会社関係者</u> 1人 (5)～(7) 省略

○愛媛県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 2月13日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第37号 平成30年 2月 5日	伊予市下吾川字柳81番、81番地先水路	松山市古川北四丁目 8 番27号 株式会社 共栄建設

○愛媛県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生 1 番耕地369番 2 地先	旧	メートル 5 3 ~ 8 3	キロメートル 0 .040	
		上浮穴郡久万高原町菅生 1 番耕地369番 3	新	5 4 ~ 9 .0	0 .040	

○愛媛県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生 1 番耕地369番 3	平成30年 2月13日

○愛媛県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本396番 1 地先	平成30年 2月13日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
広報紙の印刷及び配布業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- (3) 委託業務の内容等
仕様書による。
- (4) 委託期間

契約締結の日から平成31年 3月31日まで

- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課広報係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2241

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成30年3月28日（水）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成30年3月16日（金）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年3月28日（水）午後2時30分

愛媛県庁第二別館5階第4会議室

- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から

第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

平成30年3月16日（金）午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers, 1 set
(2) Time limit of tender: 2:30 p.m., 28 March 2018
(tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 28 March 2018)
(3) For further information, please contact: Public Relations Section, Public Relations Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2241

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式
農業土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式
土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

(ア) この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
 なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本委託業務と同程度以上のネットワークシステム及び仮想環境におけるサーバ等の運用管理・支援及び利用支援業務の提供に関して十分な実績を有し、入札参加資格確認申請書の提出により適切かつ確実に委託業務が開始できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ
 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成30年3月26日（月）から平成30年3月27日（火）午前9時59分までの電子入札システム稼働時間中（愛媛県の休日等を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成30年3月26日（月）から平成30年3月27日（火）午前9時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成30年3月27日（火）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成30年3月27日（火）午前10時

愛媛県庁本館1階 システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

イ 確認申請書の受領期間

(ア) 電子入札による場合は、平成30年2月13日（火）から平成30年3月9日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成30年2月13日（火）から同年3月9日（金）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

ウ 郵送等による確認申請書の取扱い

郵送等により確認申請書を提出する場合は、平成30年3月9日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
 要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
 Operation management and Use support service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set
 Operation management and Use support service for Agricultural Engineering System , 1 set
 Operation management and Use support service for Public Works System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 27 March 2018

(3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

監 査 公 表

○公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年 2月13日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 岡 田 清 隆
同 大 西 渡
同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
学 校 法 人 松 山 学 院	平成29年11月27日
学 校 法 人 松 山 聖 陵 学 園	"
学 校 法 人 帝 京 科 学 大 学	"
学 校 法 人 口 ザ リ 才 学 園	"
学 校 法 人 菊 本 学 園	"
学 校 法 人 創 志 学 園	"
愛 媛 県 自 転 車 新 文 化 推 進 協 会	"
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 バ ス 協 会	"
愛 媛 県 人 権 対 策 協 議 会	"
公 益 社 団 法 人 愛 媛 県 紙 パ ル プ 工 業 会	"
一 般 財 団 法 人 永 頼 会	"
特 定 非 営 利 活 動 法 人 ひ だ ま り 工 房	"
今 治 商 工 会 議 所	"
西 条 商 工 会 議 所	"
愛 媛 ・ 韓 国 経 済 観 光 交 流 推 進 協 議 会	"
愛 媛 県 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会	"
宇 摩 森 林 組 合	"
砥 部 町 森 林 組 合	"
社 会 福 祉 法 人 な ご み の 会	"
社 会 福 祉 法 人 幸 楽	"
社 会 福 祉 法 人 伊 方 社 会 福 祉 協 会	"
松 山 市	"
公 立 大 学 法 人 愛 媛 県 立 医 療 技 術 大 学	平成29年12月18日
公 益 財 団 法 人 え ひ め 産 業 振 興 財 団	平成29年12月20日
愛 媛 県 森 林 組 合 連 合 会	"
社 会 福 祉 法 人 愛 媛 県 社 会 福 祉 協 議 会	平成29年12月21日
公 益 財 団 法 人 え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	"
一 般 財 団 法 人 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	"
公 益 財 団 法 人 松 山 観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 協 会	"

(監 査 の 結 果)

平成28年度において実施された上記団体に対する次の補助金等に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

事 業 主 体	補 助 金 等 の 名 称	補 助 対 象 事 業 等	補 助 対 象 事 業 費 等	補 助 金 額 等
学 校 法 人 松 山 学 院	平成28年度愛媛県私立学校運営費補助金	松山城南高等学校の運営費	550,932,014円	209,463,000円
"	平成28年度愛媛県私立高等学校授業料軽減事業補助金	低所得世帯の授業料軽減補助（松山城南高等学校）	2,930,400円	2,930,400円
学 校 法 人 松 山 聖 陵 学 園	平成28年度愛媛県私立学校運営費補助金	松山聖陵高等学校の運営費	586,263,946円	329,830,000円
"	平成28年度愛媛県私立学校施設耐震補強促進事業費補助金	教棟の耐震補強事業（松山聖陵高等学校）	103,166,599円	15,944,000円
"	平成28年度愛媛県私立高等学校授業料軽減事業補助金	低所得世帯の授業料軽減補助（松山聖陵高等学校）	4,226,800円	4,226,800円
学 校 法 人 帝 京 科 学 大 学	平成28年度愛媛県私立学校運営費補助金	帝京第五高等学校の運営費	427,703,289円	144,994,000円
"	"	帝京富士高等学校の運営費	84,105,571円	12,864,000円
"	"	帝京富士中学校の運営費	38,798,718円	5,898,000円
学 校 法 人 口 ザ リ 才 学 園	平成28年度愛媛県私立学校運営費補助金	道後聖母幼稚園の運営費	52,808,392円	25,393,000円
"	"	海の星幼稚園の運営費	72,427,217円	36,358,000円
"	平成28年度愛媛県私立学校運営費補助金（幼稚園特別支援教育費補助）	道後聖母幼稚園の障がい幼児教育に係る運営費	382,149円	181,544円
"	平成28年度愛媛県私立幼稚園等子育て総合支援事業補助金	道後聖母幼稚園の子育て相談事業等	1,060,000円	1,060,000円
"	"	海の星幼稚園の子育て相談事業等	1,310,000円	1,310,000円
学 校 法 人 菊 本 学 園	平成28年度愛媛県私立学校運営費補助金	菊本幼稚園の運営費	87,328,067円	48,932,000円
"	平成28年度愛媛県私立幼稚園等子育て総合支援事業補助金	菊本幼稚園の子育て相談事業等	1,760,000円	1,760,000円
学 校 法 人 創 志 学 園	平成28年度愛媛県私立学校運営費補助金	環太平洋大学短期大学部附属幼稚園の運営費	47,961,291円	19,392,000円

松山市	平成28年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	里島体験滞在型 交流施設整備	8, 635,680円	3, 000,000円	"	平成28年度 愛媛県新規 就農総合支 援事業費補 助金	新規就農総合支 援（給付金給付 等）	105, 771,000円	105, 771,000円
"	"	防災人づくり地 域創生事業	3, 073,240円	1, 536,000円	"	平成28年度 愛媛県森林 整備担い手 確保育成対 策事業費補 助金	担い手支援セン ター事業、貸付 用林業機械整備 等	19, 769,600円	16, 969,600円
公立大学法人 愛媛県立医療技 術大学	平成28年度 公立大学法人 愛媛県立 医療技術大 学運営費交 付金	愛媛県立医療技 術大学の運営費	674, 299,000円	674, 299,000円	一般財団法人 愛媛県廃棄物処 理センター	平成28年度 愛媛県廃棄 物処理セン ター運営費 補助金	愛媛県廃棄物処 理センターの運 営費（人件費 等）	22, 083,722円	22, 083,722円
"	平成28年度 愛媛県介護 人材研修等 支援事業費 補助金	介護人材研修に 係る経費	8, 011,699円	8, 011,000円	公益財団法人 松山観光コンベン ション協会	平成28年度 愛媛県観光 集客力向上 支援事業費 補助金	台湾との国際交 流イベントの開 催経費	11, 007,220円	5, 000,000円
公益財団法人 えひめ産業振興 財団	平成28年度 愛媛県創 業・経営基 盤強化総合 事業費補助 金	新事業創出、地 域資源発掘等 に係る支援体制 整備	44, 385,383円	44, 038,000円					
"	平成28年度 愛媛県高度 IT人材創 出・育成事 業費補助金	高度IT人材研 修、異業種交流 研修等	3, 734,014円	2, 109,972円					
"	平成28年度 愛媛県下請 企業振興事 業費補助金	下請企業振興に 係る支援体制 整備	17, 004,668円	17, 004,668円					
愛媛県森林組合 連合会	平成28年度 原木きのこ生 産拡大支援、生 産加工施設 整備等	原木きのこ生 産拡大支援、生 産加工施設 整備等	19, 411,400円	19, 108,000円					
"	平成28年度 愛媛県造林 事業補助金	機能回復整備 （花粉発生源植 え替え等）	23, 162,841円	10, 033,220円					
社会福祉法人 愛媛県社会福祉 協議会	平成28年度 愛媛県生活 福祉資金貸 付事業費補 助金	低所得者自立更 生の貸付金貸付	67, 024,049円	29, 422,000円					
"	平成28年度 愛媛県日常 生活自立支 援事業費補 助金	認知症高齢者等 の自立支援	41, 299,000円	41, 299,000円					
"	平成28年度 愛媛県福祉 サービス苦 情解決事業 費補助金	苦情処理体制 整備	6, 845,000円	6, 845,000円					
"	平成28年度 愛媛県保育 士修学資金 貸付事業費 補助金	保育士修学資金 貸付	510, 276,485円	510, 276,485円					
"	平成28年度 愛媛県明る い長寿社会 づくり推進 機構運営費 補助金	機構運営費等	13, 669,000円	13, 669,000円					
公益財団法人 えひめ農林漁業 振興機構	平成28年度 愛媛県農地 中間管理事 業等推進費 補助金	農地中間管理機 構の運営費	39, 558,000円	39, 558,000円					
"	平成28年度 新規就農促 進対策事業 費補助金	新規就農促進対 策（相談窓口運 営、人材育成、 就農促進事業 等）	7, 693,000円	7, 693,000円					

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年 2月13日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 岡 田 清 隆
同 大 西 渡
同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
公立大学法人 愛媛県立医療技術 大学	設立 平成22年 4月 1日 基本金額 2,206,179,000円 県出捐額 2,206,179,000円	平成29年12月18日
公益財団法人 愛媛県暴力追放推 進センター	設立 平成 4年 4月24日 基本金額 600,000,000円 県出捐額 300,000,000円	"
公益財団法人 えひめ産業振興財 団	設立 昭和61年11月 1日 基本金額 2,029,337,000円 県出捐額 640,000,000円	平成29年12月20日
公益財団法人 えひめ海づくり基 金	設立 昭和61年12月12日 基本金額 2,632,200,000円 県出捐額 785,000,000円	"
公益財団法人 えひめ農林漁業振 興機構	設立 昭和46年 9月 8日 基本金額 15,000,000円 県出捐額 10,650,000円	平成29年12月21日

習活動等休業日の総日数は、同項に規定する総日数の範囲内とする。

4・5 省略

_____の総日数は、同項に規定する総日数の範囲内とする。

4・5 省略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。